

## 徳島県公安委員会告示第三号

徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

示 徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるものの用字及び用語の整理に関する告示

(趣旨)

**第一条** この告示は、この告示の施行の際現に制定されている徳島県公安委員会告示のうち規程形式をとるもの(次条において「既存告示」という。)の用字及び用語の整理に  
関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整理)

**第二条** 既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、徳島県警察本部長(次条において「本部長」という。)が別に定めるところによる。

(委任)

**第三条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。